重要事項説明書

1 事業の目的及び運営方針

- (1) 利用者に対し、その方の有する機能の維持・向上を図ることを目的に支援を行います。
- (2) 利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉のサービスが、多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- (3) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、利用者に 提供されるサービス等が特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に 偏ることのないよう公正中立に行います。

2 事業所の概要

事業所名	福津市地域包括支援センター
所在地	福岡県福津市手光南2丁目1番1号
電話	0940-43-0787
FAX	0 9 4 0 - 4 3 - 3 4 8 1
事業所番号	第4004500023号
管理者	石出 昌子

3 人員配置

従業者の職種	人数	Z	分	常勤換算後	職種の内容
10 米 日 の 戦 性	八奴	常勤	非常勤	の人数	戦性の内谷
管理者	1	1		1	保健師等
介護支援専門員等	1 6	1 6		1 6	主任介護支援専門員 社会福祉士 介護支援専門員
事務職員	1	1		1	
合計	1 8	1 8		1 8	

4 事業の実施地域

5 営業日

福津市内

営業日	月曜日~土曜日(第2土曜日を除く)
営業時間	8:30~17:00
営業しない日	日曜日・祝日・年末年始(12月29日~1月3日)

6 業務の流れ

以下の表に掲げる介護予防支援・第一号介護予防支援の類型及び支援内容に基づき、利用者に対して必要な支援を行います。

本 フ と 、 刊 川 日	に対して必安な又抜る	- 11 0 · O 9 ·		
	介護予防支援	第一号介護予防支援 (介護予防ケアマネジメントプラン)		
	(介護予防サービス		(シメントノブン)	
	計画)	ケアマネジメントA	ケアマネジメントC	
(1)	介護予防支援・第一号	介護予防支援事業につ		
契約の締結	いて契約を結びます。			
	介護予防支援ケアプラ	ン作成担当者は、介護	予防ケアプラン作成の	
	ための準備をします。			
			①利用者の状況と利	
			用者を取り巻く状況	

	□利用者の状況と利用		を把握するために、	
	把握するために、訪問	してお話を伺います。	訪問またはそれ以外	
(2)			の方法でお話を伺い	
			ます。	
プラン作成	②じのトンたみ誰る吐	サービス等が必要かを	 	
	②とのような介護予防	リーに入守か必安かで	関酌しまり。	
準備	②人罪る吐出 ばっ	③介護予防サービス		
	③介護予防サービス	等を提供する担当者		
	等を提供する担当者	が、必要に応じ、そ	③必要に応じて、情	
	が、それぞれの専門	れぞれの専門的な立	報提供を実施しま	
	的な立場から意見を	場から意見を述べ、	す。	
	述べ、サービス提供		9 0	
	 方針を検討します。	サービス提供方針を		
		検討します。		
(3)	│ │ 介護予防ケアプランを	作成し 利田者もしく		
介護予防ケア	介護予防ケアプランを作成し、利用者もしく はその代理人に、計画の内容の承認を得ま す。			
プラン作成及				
び内容の承認				
(-)	人=# ヲ ロ +ノ ¬¬¬ -・ノ-	# ** 1	サービスの利用調整	
(4)	│介護予防ケアプランに │ 、	基つさ、サービスか提	については、利用者	
サーヒス提供 	サービス提供 供されます。		本人が行います。	
	A =# -7 RL / 0 1	介護予防ケアプラン		
	介護予防ケアプラン	作成の担当者は、お		
	作成者の担当者は、	おむね3ヵ月に1回	利用者及びご家族に	
(5)	おおむね3ヵ月に1	程度利用者宅の訪問	対する継続した連絡	
	回程度利用者宅を訪			
	問し、状況を把握し	や面談等の状況に応	は行いません。	
		じた手法により、状		
	5. 7 0	況を把握します。		

☆適切なケアマネジメントを行う上で医療機関との連携が必要になりますので、 入院時は、医療機関に担当者を伝えてください。また、入院時は包括支援セン ターに連絡をいただきますようお願いいたします。

7 居宅介護支援事業者への委託について

介護予防支援の委託が必要と判断された場合は、あらかじめ利用者へ文書での同意を得ることにより居宅介護支援事業者へ委託することがあります。

介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防ケアマネジメントについては、 原則として委託は行いませんが、委託が必要と判断された場合は、あらかじめ 利用者へ文書での同意を得ることにより居宅介護支援事業者へ委託することが あります。

8 費用

(1) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにかかる費用は次の表のとおりです。この費用は10割の保険給付として居宅介護予防支援事業所に支払われるため、原則として利用者の負担はありません。但し、介護保険料滞納等の状況により給付制限の措置がとられることがあります。

介護予防支援費(1か月につき)		7,731円 4,605円
介護予防ケアマネジメントA(1か月につき)		7,731円4,605円
介護予防ケアマネジメントC	初回	4,605円
委託連携加算	初回	3, 126円

(2)交通費

福津市にお住まいの方は無料です

9 苦情申し立てについて サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡願います。

		受付時間	
介護保険サービス・福		月~土曜日(祝日を除く)	
	福津市地域包括支援セ	8:30~17:00	
祉サービスなど全般	ンター	利用方法	
		来所または電話	
		0 9 4 0 - 4 3 - 0 7 8 7	
		受付時間	
		月~金曜日(祝日を除く)	
介護保険サービス・福 祉サービスなど全般	福津市役所	8:30~17:00	
	高齢者サービス課	利用方法	
		来所または電話	
		0 9 4 0 - 4 3 - 8 1 9 1	
		受付時間	
 介 護 保 険 サ ー ビ ス に	福岡県国民健康保険団	月~金曜日(祝日を除く)	
関すること	体連合会	8:30~17:00	
	介護サービス相談係 利用方法		
		電話 092-642-7859	
	福岡県社会福祉協議会運営適正化委員会	受付時間	
		火~日曜日(祝日を除く)	
		9:00~17:30	
		利用方法	
		電話 092-915-3511	